

平成26年6月17日

受益者の皆さまへ

みずほ投信投資顧問株式会社

「新興国高金利通貨ファンド（毎月決算型）」の  
信託約款の変更決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社ファンド「新興国高金利通貨ファンド（毎月決算型）」（以下「当ファンド」といいます。）の信託約款の変更につきましては、平成26年5月20日現在の受益者の皆さまを対象に、当該信託約款変更にかかる書面決議を行いました。その結果、基準日である平成26年5月20日時点での受益者の半数以上であって当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数の賛成が得られましたので、投資信託及び投資法人に関する法律第17条の規定に基づき、下記の通り信託約款を変更いたします。

受益者の皆さまにおかれましては、今回の信託約款の変更につきまして、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款の変更決定について

書面決議の結果、当ファンドの信託約款の変更賛成した受益者が、平成26年5月20日時点での受益者の半数以上であって当該受益者の議決権の3分の2以上であったため、平成26年6月24日に信託約款の変更の届出を行い、平成26年7月9日より適用いたします。

2. 信託約款の変更内容について

下表の通り、事前の受益者の意向確認を行うことなく自動的に繰上償還する規定を撤廃し、事前に受益者の意向を確認したうえで繰上償還できることとする規定を追加いたします。（下線部は変更部分を示します。）

変更後	変更前
信託契約の解約 第42条（略） ② 委託者は、 <u>信託契約の一部解約により、受益権の口数が20億口を下回ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</u> この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ③ 委託者は、 <u>前各項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）</u> を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。 ④～⑥（略）	信託契約の解約 第42条（略） ② 委託者は、 <u>信託契約締結日から3年経過の日以降に、受益権の口数が20営業日連続して30億口を下回った場合（受益権の口数が30億口に達していない場合を含みます。）には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。</u> この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ③ 委託者は、 <u>第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）</u> を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。 ④～⑥（略）

以上